

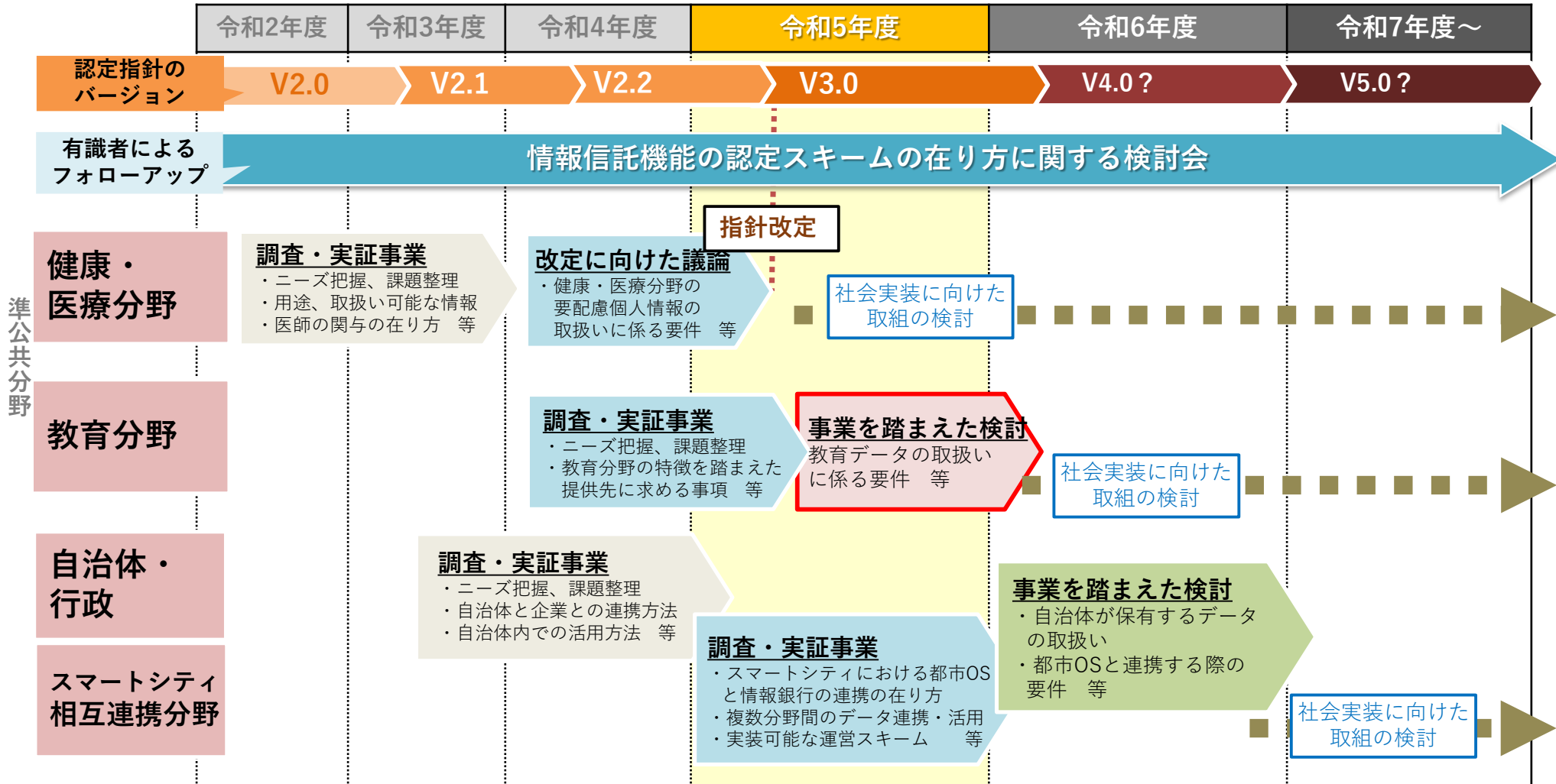
情報銀行認定制度に係る今後の取組案

(教育分野における検討)

2023年9月
総務省情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

情報銀行の活用促進に向けた取組

■ 準公共分野（健康・医療、教育等）・相互連携分野（スマートシティ等）における情報銀行を活用したパーソナルデータの連携・利活用を促すため、調査・実証事業を踏まえ、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを含めた検討を行う。



令和5年度の情報銀行に関する取組

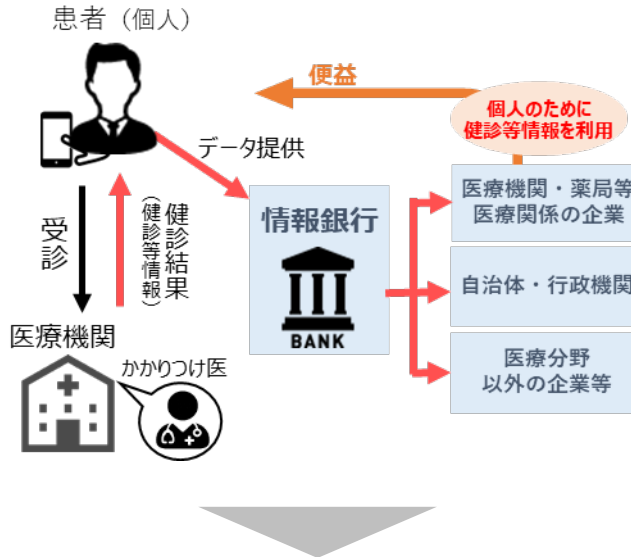
◆ 準公共分野（健康・医療、教育、防災等）や相互連携分野（スマートシティ等）におけるパーソナルデータを含むデータの連携・利活用を促進することで、地域における新たなサービスの創出や行政の効率化を実現し、地域課題の解決につなげる。

健康・医療分野

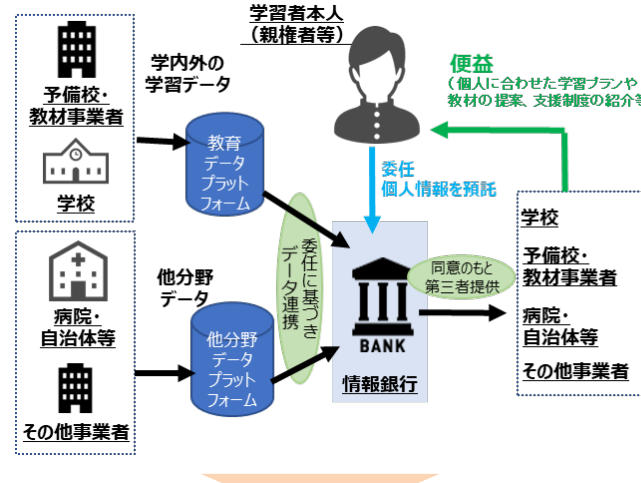
教育分野

スマートシティ

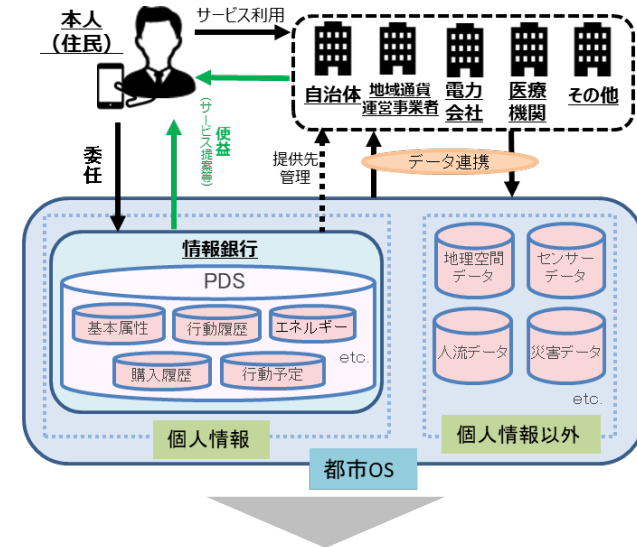
- 健康・医療分野の要配慮個人情報（既往歴・アレルギー等）を取り扱えるよう、令和4年度に開催したWGでの議論を踏まえ、『認定指針』を改定。



- 個別最適な教育を実現するため、教育分野の個人情報（学習データ等）の取扱いに当たり、情報銀行や教育機関等に求める要件等を検証する実証事業を実施。



- 地域における多様なデータの連携・利活用に向けて、スマートシティ等における都市OSと情報銀行との連携の在り方等を検証する実証事業を実施。



・ 7月に指針改定・公表済 (Ver.3.0)

・ 予算事業による調査・実証を実施しつつ、ルール見直し等を2023年度中に検討

・ 予算事業による調査・実証を実施
・ 実証を踏まえたルール見直し等を2024年度中に検討

「成長戦略等のフォローアップ」【令和5年6月16日閣議決定】

II. 「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ 2. 「DX」関連 (情報銀行の活用)

・2022年度に行った健康・医療分野における情報銀行の活用等の検討結果を踏まえ、2023年度末までに情報銀行の認定指針を改定する。また、教育分野については2024年度目途で、スマートシティについては2025年度目途で、それぞれの認定指針の改定を目指して実証を行う。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」【令和5年6月9日閣議決定】

6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組 (3) 当面重点的に取り組むべき事項

③ PDS・情報銀行

国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、準公共分野及び相互連携分野において、パーソナルデータを含む多様なデータを安全・安心に流通・活用するため、PDS (パーソナルデータストア) や情報銀行の活用可能性を検証するための実証等を実施する。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」【令和4年12月23日閣議決定】

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

④魅力的な地域をつくる ii 準公共分野のデジタル化推進

(b) 準公共分野・相互連携分野における情報銀行を介したパーソナルデータ利活用

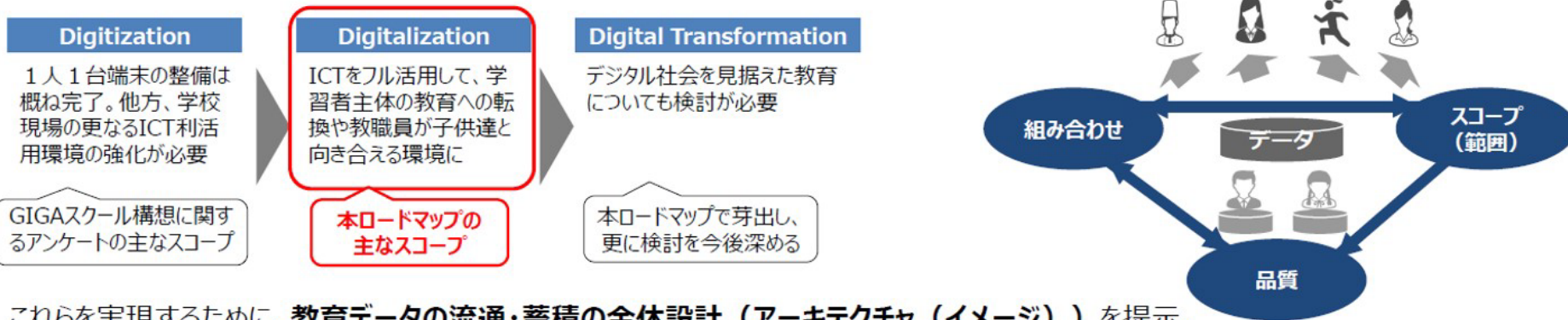
・地方公共団体の保有するパーソナルデータを含む地域の多様なデータを連携・利活用することにより、地域課題の解決や住民サービスの向上を図るため、相互連携分野等における情報銀行 (個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組み) の活用ニーズを把握し、その実現に向けた方策を検討する。

検討の背景

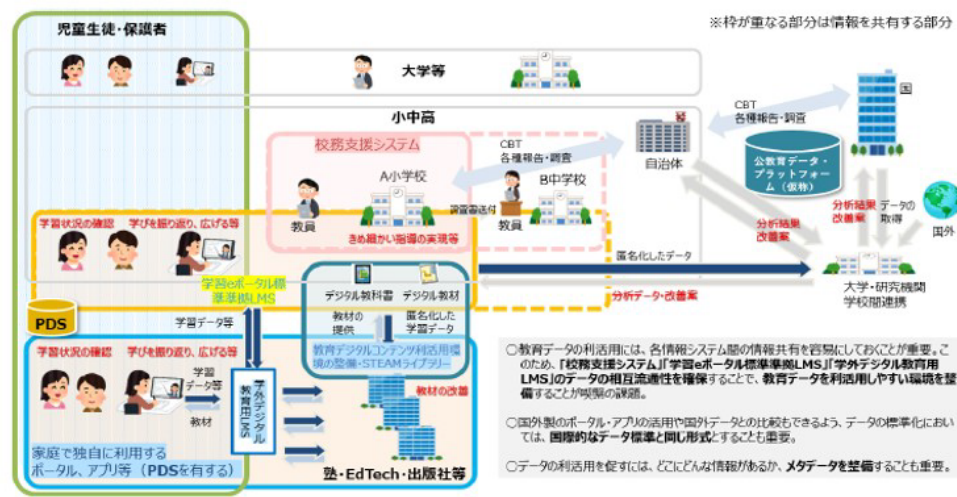
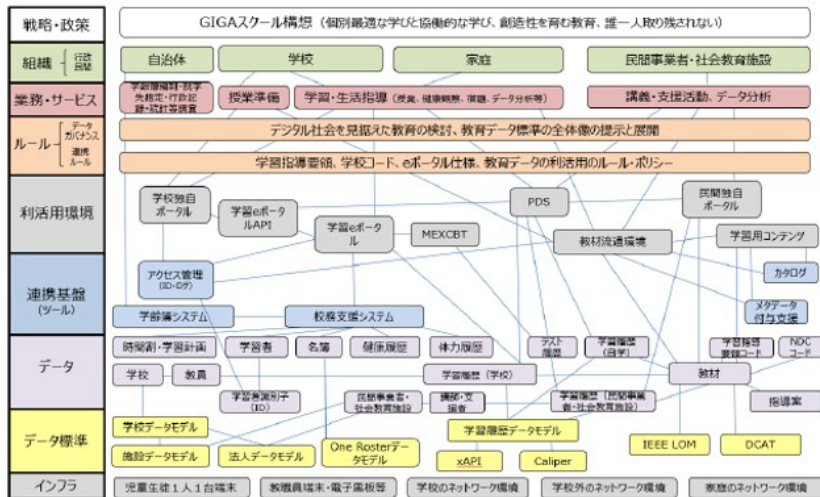
（「教育データ利活用ロードマップ」（令和4年1月）における情報銀行に関する記載）

ロードマップのポイント① (総論)

- 昨年9月のGIGAスクール構想に関するアンケートの取りまとめに引き続き、関係省庁で教育データの利活用に向けたロードマップの策定に着手。まず、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①**スコープ(範囲)**、②**品質**、③**組み合わせ**、の充実・拡大という「**3つの軸**」を設定。 誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会



- これらを実現するために、**教育データの流通・蓄積の全体設計 (アーキテクチャ (イメージ))** を提示。



一 ロードマップのポイント②（各論）

- その上で、「ルール」「利活用環境」「連携基盤（ツール）」「データ標準」「インフラ」といったそれぞれの構造に関連する論点や、必要な措置について整理。

論点	検討の方向性
教育データの全体像	教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分するとともに、アーキテクチャを踏まえた全体イメージを整理。
調査等のオンライン化・教育データの標準化	調査等のオンライン化を行った上で、優先順位を考えながら、随時教育データの標準化を行っていく。その際、国際的な標準を参考にしつつ、我が国の実情に合う形で進めていく。
教育分野のプラットフォームの在り方	データ連携における新たな価値と必要となる機能の分析を行った上で、全体像の中で「学習eポータル」「学外デジタル教育プラットフォーム」「公教育データ・プラットフォーム」等の各施策を位置付け。
学校・自治体等のデータ利活用環境の整備	学校や自治体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク環境や校務のデジタル化、教職員端末、児童生徒端末に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。
教育データ利活用のルール・ポリシー	教育データの利活用の原則のほか、1人1台端末を安全・安心に利活用するためのガイドラインや教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの方向性、個人情報などデータの取扱いが問題となる局面について整理。
生涯にわたる学びの環境整備	生涯にわたり学び続けることが出来るよう、ライフステージや場面に応じたりテラシー習得の機会提供、学びの成果の可視化、識別子（ID）やPDS（Personal Data Store）・情報銀行の活用の在り方について論点を整理。
データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現	各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要な子どもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援。
デジタル社会を見据えた教育	個別最適な学びと協働的な学びを真に実現するために、ミッション・ビジョンも踏まえ、制度面等で改善すべき点がないか、関係省庁が「ワンチーム」となって検討。

- デジタル庁アイデアボックスを活用し、昨年10月25日から11月26日まで、本ロードマップについて広く皆様から御意見を募集。その後、いただいた御意見や有識者との意見交換（別紙参照）も踏まえつつ、必要な措置について更に深堀りを行い、ロードマップを取りまとめ。今後、デジタル社会形成基本法に基づき昨年12月24日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」とあわせ、多様な関係者との連携の下、着実に施策を推進するとともに、状況の変化を踏まえ、柔軟に見直しを行う。

6. 教育分野のプラットフォームの在り方（データ連携における新たな価値と必要となる機能の分析）

■ 目指す姿：誰一人取り残されない、個別最適な学びと協働的な学びの実現

これから到来するSociety5.0時代において、多様な子供の一人一人の個性や置かれている状況に最適な学びを可能にしていくことが重要であり、全ての子どもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進する必要がある。

データ連携における新たな価値と必要となる機能

視点の対象	新たな価値	必要となるデータ	必要となるプラットフォームの機能
学習者 (子供)	<ul style="list-style-type: none"> 学びを振り返る：強みや弱点の把握が可能 学びを広げる・補う：興味分野の発展的学習、苦手分野の克服や復習、不登校や病気時の補完 学びを伝える：家庭や転校・進学先との接続、資格や履歴等の証明 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育（公教育データ） <ul style="list-style-type: none"> 校務情報 校内学習記録 学校教材 民間教材 学校教育外のデータ <ul style="list-style-type: none"> 校外学習記録（塾・アプリ等） 民間教材 他分野のデータ（医療・健康・介護、防災等） 	<学び方支援> <ul style="list-style-type: none"> 散在する自らの教育データを統合・分析して学習の最適化を図ることができる仕組み（データに基づいた最適な教材・指導案の検索やレコメンド） 教育以外のデータを含め、自らの同意の下でデータを集約・活用できる仕組み（PDS・情報銀行）
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 子供の学校での様子を確認 学校との容易な連絡 		<コミュニケーション> <ul style="list-style-type: none"> 子供の学習状況を踏まえて家庭学習の支援ができる仕組み（保護者によるデータアクセス）
教員	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい指導・支援：子供一人ひとりの状況の発見、把握、支援 教員自身の成長：経験・知見との照合、好事例を共有し指導改善 		<校務支援・学び方支援> <ul style="list-style-type: none"> データに基づく学習状況の客観的な分析や、教員の経験知の共有を行うことで、経験からエビデンス重視の指導へシフトし、きめ細やかな指導を実現できる仕組み
学校設置者	<ul style="list-style-type: none"> 学校毎のデータのリアルタイムでの参照 学校への調査の負担軽減 類似自治体との比較により施策改善 		<教育行政・校務支援> <ul style="list-style-type: none"> 学校の現状を客観的に把握することができる仕組み（教育ビッグデータの分析に基づいた評価・改善、優れた教員の指導の可視化・定量化） 校務効率化や質の高い教育を実現するための、校内や教育委員会、教育機関間等とのデータ即時共有の仕組み（データのシームレスな連携）
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 政策立案や政策展開などEBPMの実現 新たな教授法・学習法の創設 教員養成・研修等への活用による資質能力向上 		<ul style="list-style-type: none"> 学校内外でデータ連携できる仕組みや、民間でもデータ利活用可能な仕組み（データ標準化、PDS、情報銀行）
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 学習者個々のデータを活かしたコンテンツ改修 質の高いサービスの提供（EdTechの推進） 		

9. 生涯にわたる学びの環境整備（データ利活用基盤の構築）

- 生涯にわたり学習者が教育データを利活用できるよう、**識別子（ID）**や**PDS（Personal Data Store）**・**情報銀行の活用の在り方**について検討する必要。主な論点・課題と検討の方向性は以下のとおり。

【全体的な方向性】

	論点・課題
学習者の識別子（ID）の在り方	既に1人1台端末を活用したスタディ・ログの蓄積やCBT化の取組が進められる中で、学習者の識別子（ID）があることにより、他の教育データと照らし合わせたより深い分析が可能となり、更なる学校現場での教育指導の改善につながる。
教員の識別子（ID）の在り方	教員の研修受講履歴管理システム（仮称）と3つの仕組み（①学習コンテンツの質保証を行う仕組み、②ワンストップ的に情報を集約・整理・提供するプラットフォームのような仕組み、③学びの成果を可視化し、証明する仕組み）の一体的構築・運用を確保するためにも、一人一人の教員にシステムを利用するためのID（利用ID）を適切に付与することが必要。
PDS・情報銀行の活用の在り方	パーソナルデータについては、本人の同意取得など個人の権利利益に配慮した取扱いが必要であり、個人が自らの意思でデータの蓄積・管理（PDS）活用（情報銀行）できることが重要である。

	検討の方向性
	<p>これまでの閣議決定（下記参照）も踏まえ、また、政府全体としてこども政策の推進に向けた検討が進められるなどの動きも見据えながら、①教育分野固有での必要性、②手段（マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用等）、③全体フローの中での位置付け（自治体業務システム側、学習者側）、等について検討。</p> <p>○ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（R3.6.3教育再生実行会議第十二次提言） 国は、<u>ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する（マイナンバー制度の活用を含む）</u>。その際、転校時等の教育データの持ち運び等の方策、不利益となる情報に関する本人・保護者の意向も踏まえた取扱いなどについても慎重に検討し、再挑戦が妨げられることがないよう配慮する。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画（R3.12.24閣議決定） 児童生徒一人ひとりのIDについては、<u>マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する</u>。特に、学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度（2022年度）までに検討し、令和5年度（2023年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。</p> <p>昨年11月の中央教育審議会特別部会の審議まとめ（下記参照）も踏まえ、専門的・技術的な検討を実施。</p> <p>利用IDについては、（中略）教師の個人情報適切に取り扱われるよう、セキュリティの高いシステムとすることが求められることになる。現在、デジタル庁が発足するなど、政府全体でデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた動きが加速している。本部会としては、そのような中で、<u>今後、マイナンバーをはじめ、様々な政策分野のデータベースを連携させるようなIDの在り方が検討されることが期待されることから、政府全体の検討も見据えつつ、利用IDの在り方については、専門的・技術的な検討を進めていくことが必要である。</u></p>
	<p>PDS・情報銀行は包括的データ戦略に基づき分野横断的に検討が必要であり、ニーズの洗い出し、課題整理（有効性の検証）、利活用データの特定、利活用プロセスの整理（求められる機能の抽出）、ルールやガイドライン等の整備、といったことについて、まずは教育分野固有の論点を整理。</p>

9. 生涯にわたる学びの環境整備 (PDS・情報銀行に係る論点の整理)

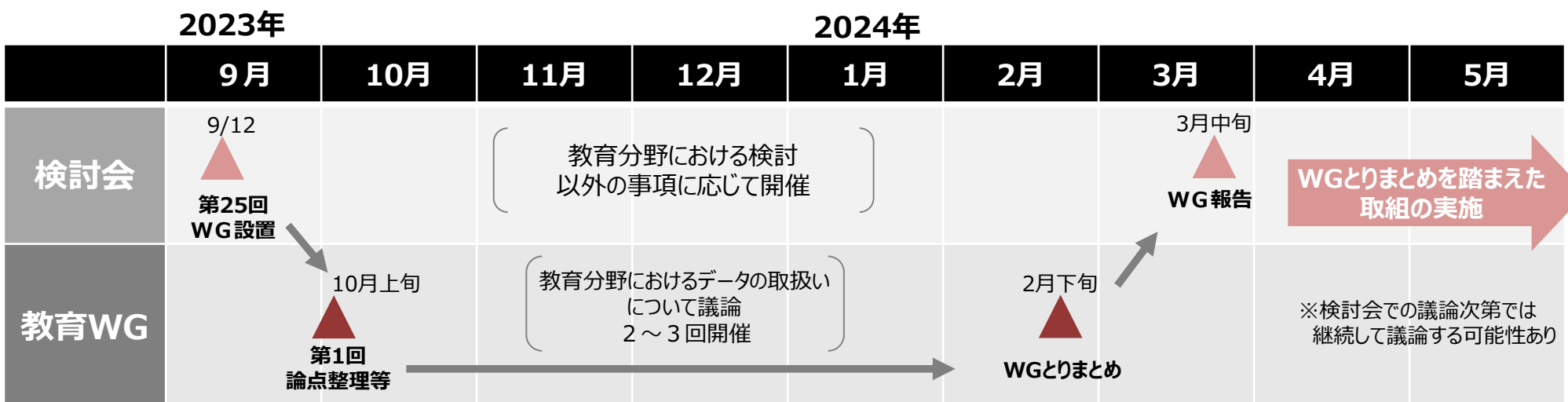
- 各分野に固有の公的データや民間保有のデータのみならず、各個人が保有する個人データとの組み合わせによるデータ利活用が必要。
- 学校内外のデータ連携も見据え、**個人を起点としたデータ利活用に向け、PDSや情報銀行の活用の在り方等について検討**を行う。

論点	主な検討内容 (分野共通の検討事項)	分野特有の検討事項 (教育)
ニーズの洗い出し、課題整理 (有効性の検証)	<ul style="list-style-type: none"> ○各分野における個人データを取り扱う局面の整理 ・ユースケース等の仮説設定、提供価値の整理 ・関係ステークホルダーへのヒアリング、意見集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者を中心としたデータの流通による、連続性のある学びの在り方 ・官民のデータ連携、地域間でのデータの持ち運び、政府や学術機関へのデータ公開等の在り方
利活用データの特定	<ul style="list-style-type: none"> ○各分野で必要となる個人データの特定 (優先度の設定) ・活用可能性のあるデータの洗い出し、扱うべきデータのスコープ設定 ・配慮すべき個人情報の特定 ・分野共通項の整理 (分野連携が必要となるデータの特定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スコープの設定：学校教育・民間教育、就学前教育、リカレント教育、特別支援、課外活動・ライフログ等 ・健康・医療、防災、こども、スマートシティ/スーパーシティなど、他分野との連携
利活用プロセスの整理 (求められる機能の抽出)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人が個人データを利活用する際に想定されるプロセスの整理 ・データ集約・流通方法の整理 (蓄積、管理、提供、預託) ・各情報システムとの連携方法の整理 ・マルチステークホルダーにおける同意取得の在り方の整理 (同意主体やアクセスコントロール、データポータビリティの在り方) ・ID連携方法や認証方法の在り方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各情報システムとの関係性整理：学習eポータル、学外デジタル教育PF等 ・未成年者の同意の在り方 (保護者のデータアクセス) ・学習者の識別子 (ID) の在り方
ルールやガイドライン等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○法令やルール等として求められる要件の抽出 ・個人データを利活用するうえでの法制度上の課題整理 ・データ提供者の信頼性確保 (トラスト) ・プライバシー保護への配慮、関連技術への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における個人情報保護条例が及ぼす影響の整理、対応の検討 ・匿名加工・仮名化など、データ処理の在り方

「教育データWG」の設置について

- 教育分野における学習データ等の個人情報の取扱いについて、令和5年度中を目途に結論を得ることを目標に、検討を行う。
- 具体的に議論する場として「教育データWG」を別途立ち上げることをしたい。
- WGでは、有識者のプレゼンや事業者からのヒアリング等を実施しつつ、取り扱う場合の要件等を議論し、最終的に検討会に報告する。
- また、WGは学校関係者・教育分野の専門家を構成員に含めるとともに、同分野に関わる関係省庁にもオブザーバー参加いただき、連携しながら検討を進める。

想定スケジュール



教育データWGの概要（案）

目的・検討内容

- 「個別最適な学び」の実現に向け、『教育データ利活用ロードマップ』に基づき、将来的な学校内外でのデータ連携も見据えつつ、教育データ利活用と安全・安心の両立の実現に資するよう、教育分野における情報信託機能の活用の在り方について検討を行う。
- 具体的には、教育分野の個人情報の取扱いについて、教育分野固有の論点を整理するとともに、教育分野における情報銀行の活用に当たって必要なルールの在り方を検討する。

構成員候補（案）

※五十音順

氏名	所属等
安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会 会長
稲田 友	NTTコミュニケーションズ スマートエデュケーション推進室 担当部長
太田 祐一	株式会社DataSign 代表取締役社長
(主査) 越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山本 圭作	高石市教育委員会 教育長
オブザーバー：こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省、（一社）日本IT団体連盟	

- 「教育データWG」には、令和4年度予算事業「教育分野における情報信託機能の活用に係る調査」にて行った有識者会議のメンバーを中心に選定。

1 ニーズの洗い出し・便益の整理

- 教育データを連携・活用するユースケースにはどのようなものがあるか。
情報銀行を介することでどのような価値が生まれるか。
(学校、家庭、学習塾等 主体毎にメリットを整理する)

2 データの種別・取扱い

- 情報銀行が扱うことができる教育データの種別の範囲はどうあるべきか。
また、特別な配慮が必要な情報、扱うべきではない情報はるか。
- 情報銀行におけるデータの集約・流通、各システムとの連携方法はどうあるべきか。

3 同意取得・コントロールビリティ

- 利用者個人が未成年者であることを踏まえ、同意取得、コントロールビリティの確保に
当たり留意すべき点は何か。
- データの取得・提供に係る契約はどうあるべきか。
- 学校間・地域間でのデータの持ち運びにおいて、情報銀行が関与する意義はあるか。
その場合に留意すべき点は何か。

4 利用目的の制限の要否

- 情報銀行が教育データを取り扱うことができる場合は、利用目的に応じて限定するべきか。
- 限定するのであれば、どのような利用目的に限るのがよいか。

5 提供先に求める要件

- 多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。
- 第三者認証以外で、提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。

6 その他課題

- 情報銀行において教育データを取り扱うに当たり、認定指針に定める要件に加えて求めるべき安全管理措置はあるか。
- 関係他省庁の取組、教育分野のガイドライン等との整合性について留意すべき点は何か。